

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇八十（略）</p> <p>八十一 トラスツズマブ エムタンシン及びその製剤</p> <p>八十二〇百三十六</p> <p>百三十七 タルクの製剤（胸膜腔内注入用懸濁剤であつて悪性胸水の再貯留抑制に用いられるものに限る。）</p> <p>百三十八（略）</p>	<p>一〇八十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八十一〇百三十五</p> <p>（新設）</p> <p>百三十六（略）</p>